

栄養教諭食育研究会 会則

(名称)

第1条 本会は、栄養教諭食育研究会(以下、本会)と称する。

(目的)

第2条 本会は、栄養教諭が安全でおいしく魅力ある学校給食の「生きた教材」としての活用や職務内容などに関する研究を実施することで、学校給食や学校での食育の効果を客観的に評価し、学会等で広く発表することができよう自らの資質を向上させ、学校における食育を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 原則として年1回学術集会および会員総会を開催し記録を作成する。
- (2) その他本会の目的を達成するのに必要な研修会等を行う。
- (3) 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会員)

第4条 本会は、次の会員によって構成される。

- (1) 正会員 本会の目的、事業に賛同する個人
- (2) 賛助会員 本会の目的、事業に賛同する法人または団体

(会費)

第5条 会費は正会員年3,000円、賛助会員は年1口100,000円とする。

- 2 年会費は翌年会費分を3月31日までに徴収する。
- 3 本会の期の途中での入会であっても年会費全額を徴収する。

第6条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(役員配置)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|------|-----|
| (1) | 顧問 | 若干名 |
| (2) | 代表幹事 | 1名 |
| (3) | 幹事 | 若干名 |
| (4) | 会計幹事 | 1名 |
| (5) | 庶務幹事 | 2名 |
| (6) | 監事 | 2名 |

(役員選出)

第8条 役員選出は正会員及び賛助会員の推薦により選考し、総会で承認を経て決める。

2 代表幹事選出は幹事の互選による。

(役員業務)

第9条 役員は次の業務を行う。

- (1) 代表幹事は、本会を代表し、幹事会の開催のほか会務を主宰する。
- (2) 幹事は、代表幹事を補佐し本会の運営を行う。
- (3) 会計幹事は、年度ごとの会計報告を作成する。
- (4) 庶務幹事は、本会の一般業務を行う。
- (5) 監事は、代表幹事が委嘱し、業務・会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし再任することができる。

- 2 役員は任期が満了しても、後任者の選出を行うまではその職務を続行しなければならない。

(総会・幹事会の規定)

第 11 条 総会開催は、年 1 回行い、業務及び経理を審議し承認を得る。

第 12 条 幹事会は、代表幹事・幹事・会計幹事・庶務幹事が出席して年 2 回開催する。

(退会及び除名)

第 13 条 退会はその旨を代表幹事に書面にて提出する。

- 2 本会の期の途中であっても退会者、除名者の年会費の返却はしない。
- 3 除名対象は 3 年以上会費を滞納した会員とする。

(事務局)

第 14 条 本会の事務局を下記に置く。

〒509-9131 岐阜県中津川市千旦林1451-1

栄養教諭食育研究会 代表幹事 金田雅代

Tel: 0573-68-2769

E-mail 栄養教諭食育研究会ホームページ メールアドレスにする。

(設立年月日)

平成 28 年 9 月 1 日

附則

- 1 本会の会則を変更するには幹事会及び総会の承認を得なければならない。
- 2 本会則は、本会則は2022年(令和4年)4月1日から施行する。